

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成16年3月23日条例第12号)

最終改正:

改正内容:平成16年3月23日条例第12号 [平成19年3月31日]

○中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月23日条例第12号

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 施設の事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 法人等の経営状況を説明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定等）

第3条 市長は、次に掲げる基準に照らし、申請をした法人等のうちから、最も効果的かつ効率的な管理を実施できると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているものであること。
- (5) その他施設の性質及び目的に応じて別に定める基準によること。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときも、同様とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第4条 指定管理者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した施設の管理事業報告書を作成し、当該年度の終了後50日以内（指定管理者が第6条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その日から起算して50日以内）に市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料又は使用料の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要とする事項

（業務報告の聴取等）

第5条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第6条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他の事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第9条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の施設への適用)

第10条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合においては、第2条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
